

公益財団法人 日本ライフセービング協会

認定審判員ユニフォーム規程

(ユニフォームの着用)

- 第1条 日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）が主催及び認定する競技会に審判員として参加する者は、定められた審判員のユニフォーム（以下「ユニフォーム」という）を着用することが義務付けられる。
- 2 認定審判員は、本協会が主催及び認定する競技会、その他本協会が認めた場以外でユニフォームを着用してはならない。

(ユニフォームの種類)

- 第2条 着用するユニフォーム及び必需品は以下の通りとする。
- (1) 帽子（室内競技会は除く）
 - (2) 審判員ユニフォーム上衣（ポロシャツ）
 - (3) 審判員ユニフォーム下衣（短パン）
 - (4) 靴（サンダルは不可、プール競技会では靴底が白で土足履きと区別したもの）
 - (5) 防寒具（必要に応じて）
 - (6) ウェットスーツ（IRB ジャッジ、マネキン設置担当審判員、その他は必要に応じて）
 - (7) 認定審判員証
 - (8) 笛
 - (9) 筆記用具
- 2 前項(2)の上衣（ポロシャツ）のみ、役職別に色で区別をする。
- 上訴委員：緑
 - チーフレフリー/デピュティーフリー：紺
 - セクショナルレフリー：赤
 - その他の審判員：白
 - コンペティター・リエゾン・オフィサー：黄

(ユニフォームの手配)

- 第3条 全ての認定審判員は、第2条(1)帽子、(2)審判員ユニフォーム上衣（ポロシャツ：白）、(3)審判員ユニフォーム下衣（短パン）を購入または借用等により手配をする。ただし、本協会による貸し出しは行わない。
- 2 各役職の職務に就き、別色の審判員ユニフォーム上衣（ポロシャツ）が必要であると競技運営・審判委員会が判断した際は、職務に就く際に必要に応じて本協会より支給される。
- 3 次に示す要件の全てを有し、認定審判員資格を継続している者は、第2条(1)帽子または(2)審判員ユニフォーム上衣（ポロシャツ：白）のどちらかを選択し、申請することで支給を受けることができる。
- (1) 資格登録費を入金していること
 - (2) 本協会主催または認定する競技会の活動履歴が累計20回以上であること（活動履歴のカウント方法は認定審判員規程細則第3条による）
- 4 3による支給は何度でも受けることができる。但し1回の申請時に支給されるのは第2条(1)帽子または(2)審判員ユニフォーム上衣（ポロシャツ：白）のどちらか1つまでとする。また次回の申請は、申請した後の活動履歴が通算20回以上であること。

5 B 級認定審判員昇格時には、第2条(3)審判員ユニフォーム下衣（短パン）を支給する。

（ユニフォームの申込）

第4条 各競技会（本協会主催に限る）の審判員申込みの「審判員ユニフォーム」の欄に必要事項を記入し、提出することで各競技会当日の購入を可能とする。

2 第3条3及び4の申請については、「認定審判員ユニフォーム支給申請書」に必要事項を記載し、提出する。申請期間については、毎年4月1日から4月30日までとする。

（改 廃）

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議を経てこれを行う。

附 則

本規程は2019年4月1日から施行する。

改正（第2号）は2019年4月20日から施行する。